

運転者対策等に関する法整備

～ 道路交通法の一部改正及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の制定について～

道路交通法の一部改正

平成23年4月には栃木県鹿沼市で、24年4月には京都市祇園で、意識障害を伴う発作を起こす持病を有する運転者による交通事故が相次いで発生しており、これらの事故の運転者は、こうした持病を有することについて申告せずに運転免許証の更新をしていたことが明らかになった。

また、平成23年10月には愛知県名古屋市で、24年4月には京都府亀岡市で、無免許運転による痛ましい交通事故が相次いで発生したことを受け、無免許運転の根絶を図ることが強く求められるところとなった。

さらに、自転車に係る交通安全について、平成23年から総合的な対策を実施してきたが、依然として、全交通事故の約2割を自転車関連事故が占め、また、自転車の交通事故を起こした者の約6割に何らかの法令違反が見られる等の状況にある。

これらの交通情勢等を踏まえ、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気（以下「一定の病気」という。）等に係る運転者対策、悪質・危険運転者対策、自転車利用者対策等を推進するため、道路交通法の一部を改正する法律案を第183回通常国会に提出し、平成25年6月11日に成立、同月14日に公布された。

背景

道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号）の概要

● 意識障害を伴う発作を起こす持病を有する者による重大事故の発生

平成23年4月18日発生
鹿沼市におけるクレーン車による登校中の児童6名死亡の交通事故

→ 御遺族から、確実に不正取得が出来ない運転免許交付制度の構築についての要望

● 無免許運転による重大事故の発生

平成23年10月30日発生
名古屋市におけるブラジル人による死亡ひき逃げ事件
平成24年4月23日発生
亀岡市における児童等多数死傷事故

→ 御遺族から、無免許運転の厳罰化及び無免許運転の教唆・幫助の厳罰化についての要望

● 自転車の交通事故情勢

自転車の交通事故は、年間13万件以上発生
自転車対歩行者事故は10年前に比べて約1.3倍に増加
交通事故に関与した自転車運転者の5分の3以上に法令違反
運転者に体系的な交通安全教育等の機会がない

→ 自転車の交通事故を防止するため、自転車の交通ルールを徹底することが不可欠

概要

▶ 一定の病気等に係る運転者対策

【免許の拒否事由等とされている一定の病気等に該当する者を的確に把握するための規定の整備】（平成26年6月1日から施行）

免許を受けようとする者等に対する病気の症状に関する公安委員会の質問制度及び虚偽記載に対する罰則整備
一定の病気等に該当する者を診断した医師による任意の届出制度
一定の病気等に該当する者であると疑う理由があるときの免許の効力の暫定的停止制度

【一定の病気に該当する者であることを理由に免許を取り消された場合等における当該免許の取消しを受けた者の免許再取得に関する負担を軽減するための規定の整備】

一定の病気を理由に免許を取り消された場合等における免許再取得時の試験の一部を免除（平成26年6月1日から施行）
一定の病気を理由に免許を取り消された場合等に再取得した免許のみなし継続（平成27年6月までに施行）

▶ 悪質・危険運転者対策

【無免許運転等関係】（平成25年12月1日から施行）

無免許運転、その下命・容認及び免許証の不正取得の罰則の引上げ
無免許運転幫助行為（自動車等の提供行為及び同乗行為）の禁止及び罰則規定の整備

【取消処分者講習関係】（平成26年6月1日から施行）

取消処分者講習の受講対象の拡大

▶ 自転車利用者対策

自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規定の整備（平成27年6月までに施行）

自転車の制動装置に係る検査及び応急措置命令等の規定の整備

（平成25年12月1日から施行）

自転車を含む軽車両の路側帯通行に関する規定の整備

（平成25年12月1日から施行）

▶ その他

【環状交差点に関する規定の整備】

環状交差点の交通方法に関する規定の整備

（平成26年9月1日から施行）

【放置違反金の収納事務の委託】

放置違反金の収納事務の私人への委託

（平成26年6月1日から施行）

【環状交差点の例】



【政府ホームページ掲載先】

「平成25年道路交通法の一部改正」の広報資料は、下記ホームページに掲載している。

<http://www.npa.go.jp/koutsuu/index.htm>

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の制定

自動車運転による死傷事犯数は減少傾向にあるが、依然として、飲酒運転や無免許運転など悪質・危険な運転行為による死傷事犯が少なからず発生しており、このような悪質・危険な運転行為による死傷事犯であっても、現行の危険運転致死傷罪に該当せず自動車運転過失致死傷罪が適用された事件などを契機として、これらの罰則の見直しを求める意見が見られるようになった。

そのような状況を踏まえ、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）が、平成25年11月20日、成立し、平成26年5月20日から施行されている。その概要は、以下のとおりである。

危険運転致死傷罪の規定の整備

通行禁止道路を自動車で行進し、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転して人を死傷させることを、危険運転致死傷罪の類型として追加する。

アルコール又は薬物の影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よって、そのアルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を死傷させることを新たな危険運転致死傷罪とし、人を死亡させたときは15年以下の懲役、負傷させたときは12年以下の懲役に処する。

政令で定める一定の病気の影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よって、その病気の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を死傷させることを新たな危険運転致死傷罪とし、人を死亡させたときは15年以下の懲役、負傷させたときは12年以下の懲役に処する。

従来の危険運転致死傷罪に係る規定を刑法から移す。

過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪の新設

アルコール又は薬物の影響によりその走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転した者が、運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた場合において、その運転の時のアルコール又は薬物の影響の有無又は程度が発覚することを免れる目的で、その影響の有無又は程度が発覚することを免れるべき行為をすることを、過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪とし、12年以下の懲役刑に処する。

無免許運転による加重の新設

自動車の運転により人を死傷させる罪を犯した時に無免許運転であったときには、以下のとおり加重した法定刑とする。

（人を死傷させる罪）	（無免許運転による加重）
15年以下の懲役	6月以上20年以下の懲役
12年以下の懲役	15年以下の懲役
7年以下の懲役等	10年以下の懲役

その他

従来の自動者運転過失致死傷罪を、刑法から移す。

【政府ホームページ掲載先】

「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」については、下記ホームページに掲載している。

http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00081.html